

【6】学修の成果に係る評価および卒業または修了の認定にあたっての基準 に関する事

1. 学修の評価について

学修の評価は、シラバスに記載されている評価方法（筆記試験、口述試験、レポート、論文、実技、出席状況等）、以下の履修及び試験に関する規程に基づいて科目担当教員が行います。

藍野大学短期大学部 履修及び試験に関する規程

[2013年4月1日制定]
最近改定 2022年4月1日

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、藍野大学短期大学部学則（以下「学則」という。）に基づき、藍野大学短期大学部の履修及び試験に関して必要な事項を定める。

第 2 章 履 修

(履修届)

第2条 学生は、授業を受講し、試験等を受験するに当たって短期大学部の定める期日に必ず履修届を提出するものとする。

(履修要件)

第3条 別表1及び2に掲げた履修要件がある科目については、その要件を満たしていない場合履修できない。

(配当年次以外での履修)

第4条 原則として、高学年配当科目の履修は認めない。

第 3 章 試験及び評価

(成績の評価)

第5条 成績の評価は、科目担当者が試験により行う。ただし、授業科目により他の方法をもって試験に代える又は試験と併用することができる。

2 評価は、優（80点以上）、良（80点未満～70点）、可（70点未満～60点）、不可（60点未満）とする。

3 2019年度入学生以降は、GPA（Grade Point Average）による評価とする。

4 GPAの評価は、S（100点～90点）、A（90点未満～80点）、B（80点未満～70点）、C（70点未満～60点）、D（60点未満）の5段階とし、S～Cを合格、Dを不合格とする。また、欠席、受験資格なしの評価はF（対象外）とする。

5 GPAの算出方法は、別表3のとおりとする。

6 試験以外の方法で評価する科目の場合においても、第8条に規定する条件を満たしていなければ、評価対象とはならない。

(試験の方法)

第6条 試験は筆記、口述、レポート、論文、実技等により行う。

(試験の種類)

第7条 試験の種類については、次のとおりとする。

- (1) 定期試験：所定の授業科目の課程に応じて、前期末および後期末に行う試験
- (2) 終講試験：授業科目の終了後1ヵ月以内に、定期試験以外の日程で行う試験
- (3) 追試験：病気その他やむを得ない理由で、定期試験又は終講試験を欠席した者に対して行う試験
- (4) 再試験：シラバスに記載の成績評価の方法に基づき評価した結果、不合格になった者等に対して、担当教員が必要と認めた場合に行う試験
- (5) 単位認定試験：第5条第4項の評価方法で、GPAが1.5以上かつ年間のD評価科目が合計3単位以下である場合に、当該科目について当該年度末に行う試験

(受験資格)

第8条 次のすべての条件を満たしている者に受験資格を与える。受験資格がない者が試験を受けても無効になり、単位は与えない。

- (1) 履修登録をしている者（専攻科のみ）
- (2) 出席時間数が実質授業時間数の2/3以上であること。
- (3) 当該学期の授業料を納入していること。

(追試験の実施対象者)

第9条 追試験の実施理由は、次のとおりとする。

- (1) 病気又は負傷のため受験できなかった者で医師の診断書を提出した者
- (2) 忌引のため受験できなかった者
- (3) 火災、風水害で受験できなかった者で被災証明書又は罹災証明書を提出した者
- (4) 公共交通機関の遅延により受験できなかった者で遅延証明書を提出した者
- (5) その他やむをえない事由

(追試験及び再試験の実施時期)

第10条 追試験及び再試験は、定期試験等実施後30日以内に行うこととする。

- 2 追試験願の提出期限は、当該科目試験日を含む4日以内を原則とする。
- 3 再試験願の提出期限は、試験結果発表日を含む3日以内とする。
- 4 再試験願提出時には、再試験料を併せて納入しなければならない。

(追試験及び再試験の評価の扱い)

第11条 追試験の成績評価は、定期試験に準じてこれを行う。

- 2 再試験の成績評価は、定期試験に準じて評価し、上限を60点としてこれを行う。

(単位認定試験の実施及び取扱い)

第12条 GPAが1.5以上かつ年間のD評価科目が合計3単位以下である者に対して単位認定試験を実施する。ただし、当該年度の所定の時期に課題の提出又は補講を受けることを条件に年度末にD評価であった科目の単位認定試験を実施する。

- 2 第5条第4項の評価方法でF評価の科目がある場合は、単位認定試験の対象としない。
- 3 実習科目は、単位認定試験の対象としない。
- 4 単位認定試験の成績評価は、定期試験に準じて評価し、上限をC評価としてこれを行う。

(不合格者の取扱い)

第13条 次の者は、次年度以降、新たに履修しなければ当該科目の開講時に実施する定期試験等を受験できない。

- (1) 2018年度以前の入学生は、追試験不合格者、再試験不合格者、再試験欠席者及び再試験放棄者、再試験受験手続きまたは追試験受験手続き不備者、定期試験の受験資格を持たない者
- (2) 2019年度以降の入学生は、追試験不合格者、再試験不合格者、再試験欠席者及び再試験放棄者、再試験受験手続きまたは追試験受験手続き不備者、定期試験の受験資格を持たない者
ただし、単位認定試験合格者を除く。

(単位の認定)

第14条 試験に合格した科目の単位認定は、教授会の審議を経て学長が行う。ただし、所定の学費が

納入されていない学生については、学長は単位認定を保留し学費の納入が確認され次第認定する。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年12月16日から施行し、2019年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2021年11月25日から施行し、2021年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

第一看護学科 履修要件のある科目と履修要件 (平成28年度入学生から適用)

科目名	履修要件
基礎看護学実習	看護学概論、基礎看護学方法論Ⅰ、基礎看護学方法論Ⅱ、基礎看護学方法論Ⅲ 以上の科目を履修していること
成人看護学実習	専門基礎分野、専門分野Ⅰ、 成人看護学概論、成人看護学方法論Ⅰ、成人看護学方法論Ⅱ 以上の科目の単位を修得していること
老年看護学実習	専門基礎分野、専門分野Ⅰ、 老年看護学概論、老年看護学方法論 以上の科目の単位を修得していること
小児看護学実習	専門基礎分野、専門分野Ⅰ、 小児看護学概論、小児看護学方法論 以上の科目の単位を修得していること
母性看護学実習	専門基礎分野、専門分野Ⅰ、 母性看護学概論、母性看護学方法論 以上の科目の単位を修得していること
精神看護学実習	専門基礎分野、専門分野Ⅰ、 精神看護学概論、精神看護学方法論 以上の科目の単位を修得していること
在宅看護論実習	専門基礎分野、専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱ (臨地実習を除く)、在宅看護概論、在宅看護方法論Ⅰ、在宅看護方法論Ⅱ 以上の科目の単位を修得していること
統合実習	

別表2 (第3条関係)

第二看護学科 履修要件のある科目と履修要件 (令和4年度入学生から適用)

科目名	履修要件
基礎看護学実習Ⅰ	1年次に割り当てられた科目のうち、専門基礎分野の解剖生理学、生化学、病理学、薬理学、微生物学及び専門分野の看護学概論、基礎看護学方法論Ⅰ、Ⅱ以上の科目を履修していること。
基礎看護学実習Ⅱ	専門分野の基礎看護学方法論Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、基礎看護学実習Ⅰの単位を修得していること。
地域・在宅看護論実習 成人・老年看護学実習Ⅰ 成人・老年看護学実習Ⅱ 小児看護学実習 母性看護学実習 精神看護学実習	2年次までに割り当てられた科目の単位を全て修得していること。
統合実習	2年次までに割り当てられた科目の全ての単位を修得していること。看護研究、看護管理、統合看護実践を履修していること。

別表2 (第3条関係)

第二看護学科 履修要件のある科目と履修要件 (令和3年度入学生まで)

科目名	履修要件
基礎看護学実習Ⅰ	1年次に割り当てられた科目のうち、専門基礎分野の解剖生理学、生化学、病理学、薬理学、微生物学及び専門分野Ⅰの看護学概論Ⅰ、基礎看護学方法論Ⅰ～Ⅴ以上の科目を履修していること。
基礎看護学実習Ⅱ	専門分野Ⅰの基礎看護学方法論Ⅷ、基礎看護学実習Ⅰの単位を修得していること。 専門分野Ⅰの基礎看護学方法論Ⅵ、Ⅶの科目を履修していること。
成人看護学実習Ⅰ 成人看護学実習Ⅱ 老年看護学実習 小児看護学実習 母性看護学実習 精神看護学実習 在宅看護論実習	2年次までに割り当てられた科目の単位を全て修得していること。
統合実習	2年次までに割り当てられた科目の全てと専門分野Ⅰの看護学概論Ⅱ(看護研究を除く)の単位を修得していること。

別表3 (第5条関係)

成績評価とGPAの算出方法

判定	評価	評点	1単位あたりのGP
合格	S	90点～100点	4
	A	90点未満～80点	3
	B	80点未満～70点	2
	C	70点未満～60点	1
不合格	D	60点未満	0
	F	対象外	0

GPAは、履修した科目毎の5段階評価（S、A、B、C、D）を4から0までのポイント（GP：Grade Point）に置き換えて単位数を掛け、その総和を履修単位数の合計で割った平均点とする。

※2018年度入学以前の学生の評価は以下のとおり（同規程第5条第2項）

2018年度入学生以前の学生		
成績評価	評点	判定
優	80点以上	合格（単位認定）
良	80点未満～70点	
可	70点未満～60点	
不可	60点未満	不合格（単位不認定）

2. 藍野大学短期大学部 ディプロマ・ポリシー

藍野大学短期大学部では、医療や看護の十分な専門知識を身につけているのみならず、医療環境の変化に対応してゆくことのできる柔軟性を持ち、さらに教育理念にあるように「医やすばかりでなく慰める」ことができる人間性の豊かな医療人を育成することを目指しています。

具体的にはカリキュラムに従った学修の結果、以下の項目を満たし、かつ所定の単位を取得した者に対して卒業を認定します。

- (1) 看護師あるいは保健師として十分な専門知識と技能を身につけている。
- (2) 患者あるいは対象となる個人やその家族等と共感を持って接することができて、円滑なコミュニケーションをとることができる。
- (3) 社会人として、また医療人として豊かな人間性と高い倫理性を備えている。
- (4) 自己のスキルアップ、新しい知識の修得について意欲的であり、その方法について理解している。
- (5) 修得した知見を他者に対して論理的に説明できる。

【第一看護学科】、【第二看護学科】

- (1) チーム医療の一員として同僚や他職種の人と協調性を保ちつつ積極的に関わることができる。
- (2) 医療・保健・福祉における社会資源の知識を持ち、活用方法を考えることで支援システムにつ

いて知ることができる。

【専攻科】

- (1) 地域の健康課題を明確にし、その課題解決に向けて計画・立案する方法を理解している。
- (2) 地域に存在する社会資源の把握及び活用方法を修得し、必要な支援システムや資源について考えることができる。
- (3) 公衆衛生看護の対象となる個人・家族・集団・組織に対して、対象別の実践方法を理解している。
- (4) 関係機関・関係職種との協調性を保ちつつ積極的に関わることができる。

3. 卒業・修了要件単位および取得可能な学位・免許等

(1) 各学科の履修方法及び卒業・修了要件単位

【第一看護学科】

①履修方法

履修方法	卒業の要件
基礎分野	9単位
専門基礎分野	人体の構造と機能、疾病の成り立ちと回復の促進の区分より10単位及び健康支援と社会保障制度の区分より4単位
専門分野	47単位
合計	70単位

②卒業の要件

2年以上在学し、所定の履修方法により上記の表のとおり70単位を取得することを要する。

【第二看護学科】

2021年度以前の入学生

①履修方法

履修方法	卒業の要件
基礎分野	15単位
専門基礎分野	人体の構造と機能、疾病の成り立ちと回復の促進の区分より15単位及び健康支援と社会保障制度の区分より6単位
専門分野	65単位
合計	101単位

②卒業の要件

3年以上在学し、所定の履修方法により上記の表のとおり101単位取得することを要する。

2022年度以降の入学生

①履修方法

履修方法	卒業の要件
基礎分野	14単位
専門基礎分野	人体の構造と機能、疾病の成り立ちと回復の促進の区分より16単位及び健康支援と社会保障制度の区分より6単位
専門分野	66単位
合計	102単位

②卒業の要件

3年以上在学し、所定の履修方法により上記の表のとおり102単位取得することを要する。

【専攻科（地域看護学専攻）】

①履修要件

履修方法	修了の要件
専門教育科目	34単位以上
修了要件単位	35単位以上

②修了の要件

1年以上在学し、所定の履修方法により35単位以上修得することを要する。

(2) 取得可能な学位・免許等

本学では、卒業に必要な単位を修得することで、以下の資格が得られます。また、卒業と同時に、第一看護学科および第二看護学科では短期大学士（看護学）、専攻科では学士（看護学）^{*1}の学位が授与されます。

①取得可能資格

学科	資格
第一看護学科	看護師国家試験受験資格、保健師学校受験資格、助産師学校受験資格
専攻科（地域看護学専攻）	保健師国家試験受験資格
第二看護学科	看護師国家試験受験資格、保健師学校受験資格、助産師学校受験資格

*1 「独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構」の定める基礎資格を有する学生は、所定の単位を取得し、審査に合格すれば学士（看護学）を取得可能

②認定免許

学科	資格
専攻科（地域看護学専攻）	第一種衛生管理者 ^{*2} 、養護教諭二種免許 ^{*3}

*2 保健師免許取得後、別途申請が必要

*3 所定単位の修得かつ保健師免許取得後、別途申請が必要

③関連資格

学科	資格
専攻科（地域看護学専攻）	メンタルヘルス・マネジメント [®] 検定試験Ⅱ種・Ⅲ種 ^{*4}

*4 メンタルヘルス・マネジメント[®]は大阪商工会議所の商標登録です。